

福祉用具を活用するための 環境整備も大切

福祉用具を実際に利用してみると、予想以上に場所をとり、かえって移動などがしづらくなることがあります。福祉用具の利用を決めたら、まずは利用者が日常生活でどう動くかという「動線」を意識して、部屋の片づけや家具の配置変更などをしましょう。

また、福祉用具を効率よく使うために住宅改修も検討してみましょう。車いす利用のために段差の解消を行ったり、和式便器に腰掛便座の設置または洋式便器への取り替えを行うなど、利用者の自立に最適な方法を専門家もまじえて一緒に考えましょう。

くわしくは担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにお問い合わせください。



お問い合わせ

介護保険課（介護サービス）

☎0942-30-9036(直通) FAX0942-36-6845

Eメール kaigo@city.kurume.fukuoka.jp

- 田主丸総合支所 市民福祉課 ☎0943-72-2113(直通) FAX0943-72-3819
- 北野総合支所 市民福祉課 ☎0942-78-3553(直通) FAX0942-78-6482
- 城島総合支所 市民福祉課 ☎0942-62-2112(直通) FAX0942-62-3732
- 三潁総合支所 市民福祉課 ☎0942-64-2313(直通) FAX0942-65-0957

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
INK

禁無断転載©東京法規出版
KG020340-1739811

介護保険で

福祉用具を 利用される方へ

適切な利用を心がけましょう!



福祉用具とは、心身の機能が低下して日常生活を営むのに支障がある要介護者や要支援者を助け、機能を向上させながら自立を促すための用具です。

久留米市

福祉用具を活用して 自分でできることを増やしましょう

介護保険における福祉用具の目的

近年の福祉用具の進歩はめざましく、便利さと快適さをあわせ持った用具が次々と登場しています。「自分ひとりでは何もできない」と思っていた人が、福祉用具を使うことで「自分ひとりでも、あれもできる、これもできる」と思えるようになるなど、自立した生活の助けとなります。

介護保険では、一定の福祉用具の「購入」もしくは「レンタル（貸与）」が給付対象となっています。必要に応じて利用を考えてみましょう。



福祉用具の利用でこんなことも期待できます

介護する人の負担が大きくなれば、それだけ失敗や事故の危険性も高まります。とくに家族が中心となって介護する「人の手に頼る介護」の場合は、介護する側の心身に重い負担となっている場合もあります。

利用者の心身の状態に合った福祉用具を適切に利用することは、利用者の日常生活の自立を助け、QOL（生活の質）を向上させるだけでなく、介護する人の負担軽減と快適で安全な介護が期待できます。

●福祉用具の利用で期待できるメリット

利用者のQOLが向上する	介護者の負担が軽減する	事故などの危険を防ぐ
自分ひとりでできることが増えて生活の幅が広がり、自立に向けた精神的な気力やハリも出てきます。	特に家族などの過重な負担が少なくなることで、時間的・肉体的・精神的な余裕が生まれます。	本人や介護者の不注意や力不足などによる事故で、心身の機能をさらに低下させてしまう危険を防ぎます。

住み慣れた地域での在宅生活を
続けることが可能になります!

福祉用具に頼りきりに なってしまふのは逆効果です!

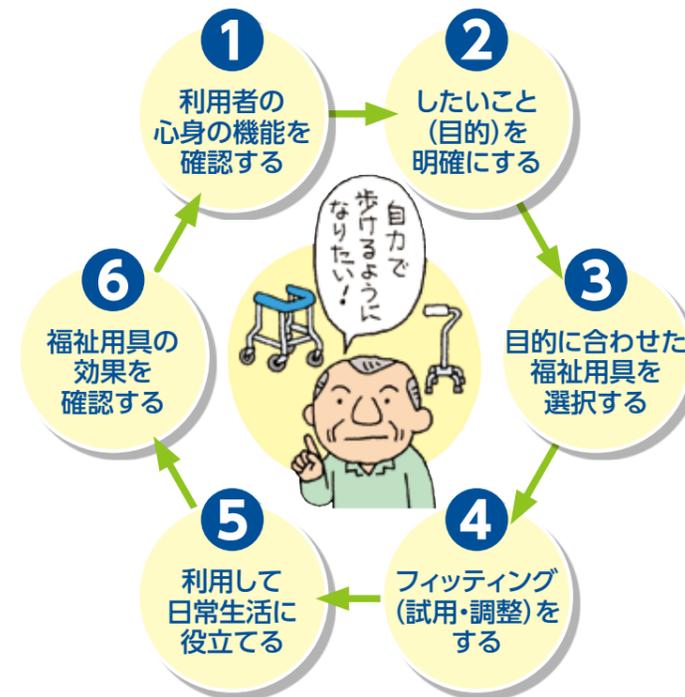
福祉用具は自立を サポートするためのもの

福祉用具は、あくまで自立をサポートするための用具で、必要以上に頼るなど間違った利用をすると、かえって利用者の身体能力を衰えさせたり、気力を失わせたりするおそれがあります。

まずは、自分が「今できること」と、福祉用具を利用して「新たにしたいこと」を明確にしましょう。たとえば、歩行に不安がある人でも、車いすが必要なのか、歩行器や歩行補助つえが適切なのかは、その人の心身の機能や生活環境、介護者の状況などによって異なります。

楽になることだけを優先させるのではなく、自立に向けた一歩としての活用法を考えることが大切です。

●福祉用具の正しい活用サイクル



必ず専門家と一緒に検討しましょう

福祉用具の利用は、そのほかのサービスと組み合わせたケアプラン全体の中で考える必要があります。まずはケアプラン全体を把握しているケアマネジャーに相談し、必要に応じて理学療法士、作業療法士、医師など心身の状況をよく知る専門家の意見を聞きましょう。

さらに、福祉用具の指定事業所にいる「福祉用具専門相談員」に機種選びやフィッティング（試用・調整）の際のアドバイスを受けましょう。

また、介護実習・普及センターの福祉用具コーナーや福祉用具メーカーの展示場に出向くなど、自ら情報を収集するのもよいでしょう。



●「福祉用具専門相談員」とは

福祉用具の専門知識をもつ介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、また厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した人もしくは都道府県知事が同様の講習を受けたと認める人です。

福祉用具の利用について具体的なアドバイスを行い、利用者の希望や心身の状況、環境などを踏まえ、利用者が目指す生活へ向けてどのように福祉用具を利用するかを記載した「福祉用具サービス計画」を作成します。

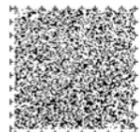
介護保険で福祉用具を 購入・レンタル(貸与)するには

介護保険では、福祉用具の購入費用を給付するサービス(「特定福祉用具販売」または「特定介護予防福祉用具販売」と、福祉用具をレンタルするサービス(「福祉用具貸与」または「介護予防福祉用具貸与」)があります。

	購入して利用する場合	レンタル(貸与)で利用する場合
対象者	介護保険の要介護認定で「要支援1・2」「要介護1～5」と認定され、在宅サービスを利用する人。 ※要介護状態等により利用できる福祉用具は異なります。	
費用	<ul style="list-style-type: none"> ●購入にかかる費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)を利用者が負担します。 <p>●一定以上所得者とは ※負担割合が2割(3割)の場合 本人の合計所得金額が160万円(220万円)以上で、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円(340万円)以上、2人以上世帯346万円(463万円)以上の人です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●レンタルにかかる費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)を利用者が負担します。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護状態区分にかかわらず、1年間(4月から翌年3月まで)に10万円が限度額となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ほかの在宅サービスと合わせ、要介護状態区分別に1か月の支給限度額が決まっています。
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県などの指定を受けた事業者から、必要な福祉用具を購入します。 ●購入後、申請書に領収書と購入した福祉用具の概要が記載されたパンフレットを添えて市に申請すると、後日購入費の9割(一定以上所得者は8割又は7割)が支給されます。 <p>※支給方法は下記を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県などの指定を受けた事業者から、必要な福祉用具をレンタルします。 ●ケアプランのなかで、ほかの在宅サービスと組み合わせて利用します。 

※福祉用具購入の支給方法について

- 原則として、福祉用具購入に要した費用の全額を支払い、支給申請の後で保険給付分(費用の9割から7割)の払い戻しを受ける「償還払い」となります。
- また、市の登録業者に限り、利用者負担分(費用の1割から3割)のみを販売業者に支払い、残りの9割から7割を市から直接販売業者に支払う「受領委任払い」を利用することができます。



介護保険の対象となる 福祉用具の種類

購入の対象となる福祉用具

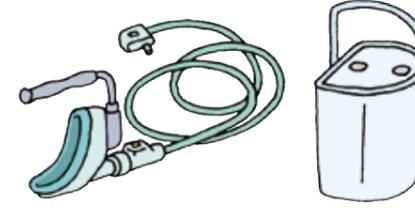
- ◆:「要支援1・2および要介護1」の人の対象商品
- :「要介護2～5」の人の対象商品

◆● 腰掛便座



- ①和式便器の上に置いて、腰かけ式に変換するもの
- ②洋式便器の上に置いて、高さを補うもの
- ③電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの
- ④ポータブルトイレ(室内で使用できるものに限る)
- ⑤便座の底上げ部材
- ⑥水洗ポータブルトイレ

◆● 自動排せつ処理装置の交換可能部品



次の要件をすべて満たすもの。

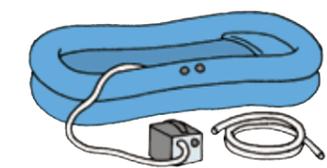
- レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの
- 要介護者またはその介護を行う人が容易に交換できるもの

◆● 入浴補助用具



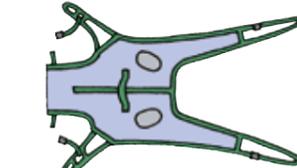
①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台(バスボード) ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト

◆● 簡易浴槽



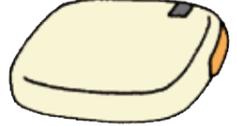
空気式など容易に移動でき、居室で入浴可能なもの。

◆● 移動用リフトの吊り具



体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

◆● 排泄予測支援機器



膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う人に通知するもの。

⚠️ ご注意ください! 使用が想定しにくい場合は給付の対象にならないことも

利用者の心身の状況や置かれている環境、福祉用具の特性などから、使用が想定しにくい福祉用具は、保険給付の対象とならない場合があります。福祉用具は、その必要性などについて、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員など専門家とよく相談し、心身の機能を向上させ、自立を助けるものを選びましょう。

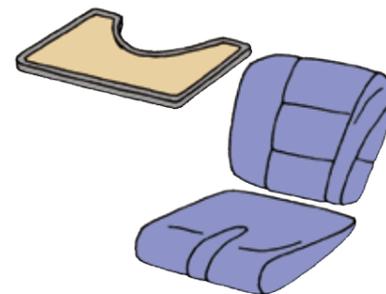
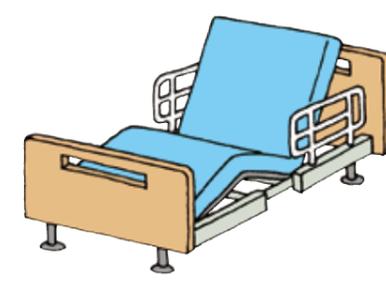
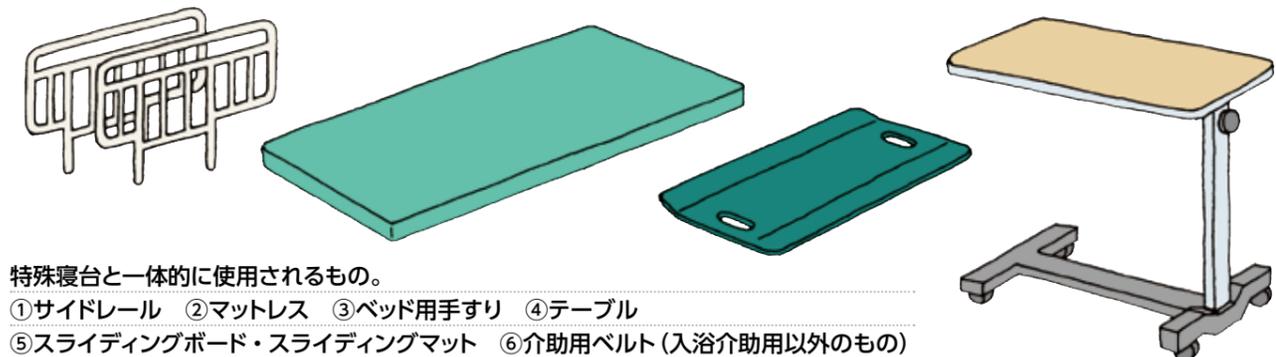
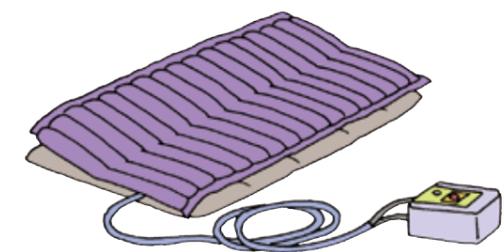
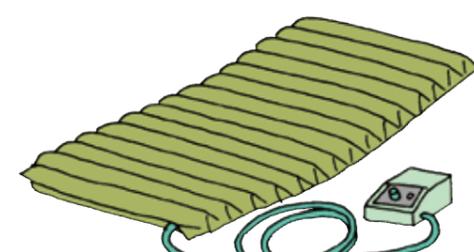
本当に必要なもの

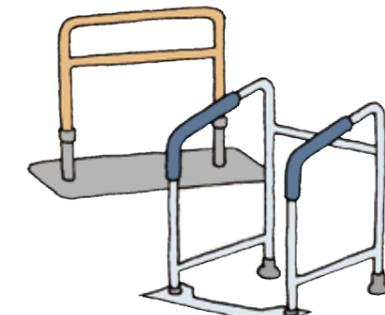
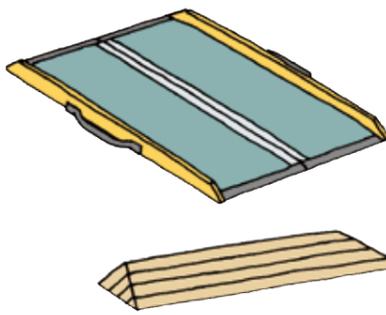
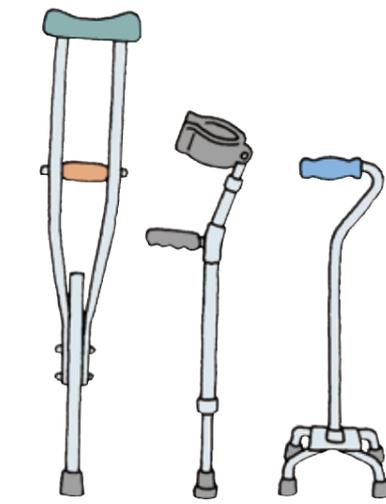
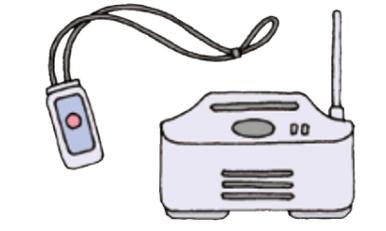


レンタル(貸与)の対象となる福祉用具

◆:「要支援1・2および要介護1」の人の対象商品 ●:「要介護2～5」の人の対象商品 ■:「要介護4・5」の人の対象商品

介護保険の対象となる福祉用具の種類

<p>● 車いす</p>  <p>① 自走用車いす ② 電動車いす ③ 介助用車いす ④ 介助用電動車いす</p>	<p>● 車いす付属品</p>  <p>① クッションまたはパッド ② 電動補助装置 ③ 車いすに装着するテーブル ④ ブレーキ</p>	<p>● 特殊寝台</p>  <p>サイドレール付き、あるいは取り付け可能なもので、傾斜角度の調整機能あるいは昇降機能があるもの。</p>
<p>● 特殊寝台付属品</p>  <p>特殊寝台と一体的に使用されるもの。 ① サイドレール ② マットレス ③ ベッド用手すり ④ テーブル ⑤ スライディングボード・スライディングマット ⑥ 介助用ベルト(入浴介助用以外のもの)</p>		
<p>● 体位変換器</p>  <p>体の下に入れて、仰臥位(あおむけに寝た状態)から側臥位(横向きに寝た状態)、または座位へ体位変換する空気パッドなど(体位を保持するだけのものは除く)。</p>	<p>● 床ずれ防止用具</p>  <p>体圧を分散させ、圧迫部位への圧力を減じるもの。 ① エアマット ② その他の材質の全身用マット</p>	

<p>◆● 手すり</p>  <p>床に据え置いて使用するものなど取り付け工事を必要としないもの</p>	<p>◆● スロープ</p>  <p>段差解消のためのもので、持ち運びが容易にでき、取り付け工事を必要としないもの。</p>	<p>◆● 歩行補助つえ</p>  <p>① 松葉づえ ② カナディアン・クラッチ ③ ロフストランド・クラッチ ④ プラットホームクラッチ ⑤ 多点づえ</p>
<p>◆● 歩行器</p>  <p>移動時に体重を支え、歩行を補助するもの。</p>	<p>● 認知症老人徘徊感知機器</p>  <p>認知症の高齢者が屋外へ出ようとしたとき、または屋内のある地点を通過したとき(ベッドや布団などを離れたときを含む)に、センサーにより感知し、家族や隣人などへ通報するもの。</p>	<p>● 移動用リフト(吊り具を除く)</p>  <p>取り付けに住宅改修を必要としないもの。 ① 床走行式(階段移動用を含む) ② 固定式(居室、浴室、浴槽などに固定。垂直移動の入浴用リフトを含む) ③ 据置式(段差解消機、立ち上がり用いすを含む)</p>
<p>■ 自動排せつ処理装置</p> <p>次の要件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 尿または便が自動的に吸引されるもの ○ 尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ○ 要介護者またはその介護を行う人が容易に使用できるもの <p>※交換可能部品は購入対象となります。 ※尿のみを吸引するものは、要支援1～要介護5の人が対象となります。</p> 		

福祉用具貸与について適正価格が公表されています

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられています。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできます。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定しています。

※利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるように、機能や価格帯が違う商品の提示が義務づけられています。



⚠️ ご注意ください! 福祉用具貸与の例外的な給付

「要支援1・2および要介護1」の人は、車いす(付属品を含む)、特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(吊り具を除く)、また「要支援1・2および要介護1～3」の人は、自動排せつ処理装置のレンタル(貸与)が、原則として保険給付の対象とはなりません。ただし、病気などが原因で日常的に歩行や起き上がりが困難な人など必要と認められた場合は、例外的に貸与されることがあります。

